

栗山町自主防災組織等活動支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この告示は、自主防災組織等の活動に要する経費の一部を補助することにより、その継続的な活動の支援及び地域防災力の向上を図ることを目的とする、栗山町自主防災組織等活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、栗山町自主防災組織設置推進要綱（平成25年告示第71号の2）の規定に基づき登録された自主防災組織又は自主防災組織の設置に向けた取組を行う町内会及び自治会とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 他の補助金、交付金等を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者が支出した事業区分ごとの補助対象経費の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とし、その限度額は3万円とする。

2 同一の補助対象者への補助金の交付は、別表に定める事業区分ごとに同一年度内に1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗山町自主防災組織等活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約（自主防災組織に限る。）
- (2) 補助対象経費の内容が確認できる書類
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定したときは、栗山町自主防災組織等活動支援補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業計画の内

容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、栗山町自主防災組織等活動支援補助金事業（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画の内容変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、変更又は中止の可否を決定したときは、栗山町自主防災組織等活動支援補助金事業（変更・中止）（承認・不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、栗山町自主防災組織等活動事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書及び納品書等の写し
- (2) 事業実施が確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金額の決定）

第10条 町長は、前条の報告があつたときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めたときは、補助金額を決定し、栗山町自主防災組織等活動支援補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、栗山町自主防災組織等活動支援補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助対象者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、栗山町自主防災組織等活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象事業	補助対象経費
防災活動支援	<p>自主防災組織が行う防災活動事業及び防災資機材購入事業 （町に設立設置の届出を行った自主防災組織に限る。）</p>	<p>①防災訓練の開催に係る消耗品費、燃料、炊出し訓練等に係る食材費、保険料等の経費 ※ただし、会議等に伴う弁当、飲み物その他食糧費は認められない。 ②研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ③防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ④防災資機材・備蓄品購入費（防災上有効なものとして町長が必要と認める資機材・備蓄品等） ⑤その他町長が必要と認める経費</p>
設立準備支援	<p>自主防災組織未設置の町内会・自治会が自主防災組織設立に向けて行う事業</p>	<p>①研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上料、講師謝礼等の経費 ②防災パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ③その他町長が必要と認める経費</p>